戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十七号

戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

戸籍法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年五月一日とする。

法務大臣　三好　雅子
内閣総理大臣　安倍　晋三

令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十八号

令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「佐賀県多久市及び杵島郡大町町」を「岡山県新見市、佐賀県多久市及び杵島郡大町町並びに長崎県対馬市」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　赤羽　一嘉

令和元年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十九号

令和元年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和元年六月二日から七月十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、鹿児島県曽於市及び沖縄県島尻郡伊平屋村の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
平成三十年七月二日から令和元年十一月五日までの間の地滑りによる災害で、鹿児島県大島郡宇検村の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
平成三十年八月三十一日から令和元年八月十三日までの間の地滑りによる災害で、石川県鳳珠郡能登町の区域に係るもの	
平成三十年十二月十四日から令和元年七月八日までの間の地滑りによる災害で、石川県白山市の区域に係るもの	
令和元年五月十三日から同月二十一日までの間の豪雨による災害で、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町及び沖縄県八重山郡与那国町の区域に係るもの	

備考　令和元年六月二日から七月十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る豪雨とは梅雨前線によるものをいい、当該災害に係る暴風雨とは同年台風第三号によるものをいう。